

保発第1217003号
平成20年12月17日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき
厚生労働大臣が定めるものを定める件の適用について

健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものを定める件（平成20年厚生労働省告示第541号。以下「告示」という。）が本日公布され、平成21年1月1日から適用されることとされたところである。

制定の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、被保険者等への周知を図る等遺憾なきを期されたい。

なお、この通知においては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第371号。以下「改正令」という。）による改正後の健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）を「政令」、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第169号）による改正後の健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）を「規則」と略称する。

記

第1 制定の趣旨及び主な内容

平成21年1月1日より一定の出産に係る事故について補償金の支払に備えるための仕組み（産科医療補償制度）が開始されることに伴い出産費用の増加が見込まれることを踏まえ、改正令が12月5日に公布され、改正令の施行に必要な事項を定める等のため改正省令が12月12日に公布され、それぞれ平成21年1月1日に施行されることとされたところであるが、規則第86条の2第2号に該当するものとして厚生労働大臣が定めるとされたものについて定めるもの。

第2 制定の具体的内容

政令第36条第1号において出産育児一時金及び家族出産育児一時金の加算の対象となる出産は特定出産事故が発生した出産であると規定されており、当該出産は規則第86条の2に定める基準に該当するものに限るとされているところ、当該基準は、出生し

た者が、出生した時点において、

- 一 体重が2000g以上であり、かつ、在胎週数が33週以上であること
- 二 一のほか、在胎週数が28週以上であり、かつ、厚生労働大臣が定めるものに該当すること

のいずれかに該当することとされているが、告示において、二の「厚生労働大臣が定めるもの」を次のいずれかに該当するものとしたこと。

- 一 低酸素状態が継続して、臍帯動脈血中の水素イオン指数（pH）が7.1未満である代謝性アシドーシス（酸性血症）の所見があると認められるもの
- 二 分娩監視装置（胎児心拍数モニター）が示す情報に当初異常が認められなかったが、その後胎児に低酸素状態が生じ、当該情報に異常が認められたもの

なお、二の「低酸素状態」とは、前置胎盤、常位胎盤早期剥離、子宮破裂、子癇、臍帯脱出等によって起こったものを、「異常」とは、次のイ～ハまでのいずれかの胎児心拍数パターンが認められ、かつ、心拍数基線細変動の消失が認められるものをいう。

- イ 突発性で持続する所脈
- ロ 子宮収縮の50%以上に出現する遅発一過性徐脈
- ハ 子宮収縮の50%以上に出現する変動一過性徐脈

總持寺祖院坐禪堂
木造平屋建、瓦葺、建築面積二九
一平方メートル
平成二十年文部
科学省告示第二
十五号
石川県輪島市門前町
門前二一他

福金楼
木造二階建、鉄板葺、建築面積五
七五平方メートル
平成九年文部省
告示第九百二十七
号
山梨県西八代郡市川
三郷町市川大門一七
三

梅田家住宅長屋門
木造二階建、瓦葺、建築面積三二
平方メートル
平成十八年文部
科学省告示第五
十六号
岐阜県各務原市鶴沼
西町一五三〇

美章園温泉
鉄筋コンクリート造三階建、建築
面積五二八平方メートル
平成十二年文部
科学省告示第八十九
号
大阪府大阪市阿倍野
区美章園二一九一
一五

榀山家住宅(旧長
尾警察署庁舎)
木造平屋建、瓦葺、建築面積一三
〇平方メートル
平成十年文部省
告示第七号
香川県さぬき市長尾
東字笠堂九二九一三
一

中村家住宅乾蔵
土蔵造平屋建、瓦葺、建築面積六
五平方メートル
平成十七年文部
科学省告示第百
六十五号
香川県高松市屋島東
町字池の内一七〇
一六五二一三

岡田家住宅主屋
木造平屋建、瓦葺、建築面積一一
四平方メートル
平成十二年文部
科学省告示第六十
六号
高知県安芸郡奈半利
町乙二六四九一二

谷豊家住宅主屋
木造二階建、瓦葺、建築面積一七
五平方メートル
平成十五年文部
科学省告示第百
七十二号
高知県安芸郡田野町
一九三三

谷豊家住宅渡廊下
木造平屋建、瓦葺、建築面積二二
平方メートル
平成十五年文部
科学省告示第百
七十二号
高知県安芸郡田野町
一九三三

山海荘離れ
木造平屋建、瓦葺、建築面積六二
平方メートル
平成九年文部省
告示第九百四十一
号
大分県臼杵市大字白
杵七〇一三三四

○厚生労働省告示第五百三十九号

租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第六條の四第二項第一号及び第二十八條の十第二項第一号の規定に基づき、租税特別措置法施行令第六條の六第二項第一号及び第二十八條の十第二項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準(平成十七年厚生労働省告示第百四十六号)の一部を次のように改正し、平成二十一年一月一日から適用する。

平成二十年十二月十七日

厚生労働大臣 舛添 要一

題名中「第六條の六第二項第一号」を「第六條の四第二項第一号」に改める。

第一条中「第六條の六第二項第一号」を「第六條の四第二項第一号」に、「第五條の二十第一項第一号」を「第五條の十八第一項第一号」に改める。

第二条中「第六條の六第二項第一号」を「第六條の四第二項第一号」に、「第五條の二十第一項第二号」を「第五條の十八第一項第二号」に改める。

○厚生労働省告示第五百四十号
租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第六條の五及び第二十八條の十第六項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第六條の七及び第二十八條の十第六項の規定に基づく建替え病院用等建物の特別償却に関する基準(平成十五年厚生労働省告示第百四十六号)の一部を次のように改正し、平成二十一年一月一日から適用する。

平成二十年十二月十七日

厚生労働大臣 舛添 要一

題名、第一項及び第二項中「第六條の七」を「第六條の五」に改める。

○厚生労働省告示第五百四十一号
厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)第二十九條第一項の規定に基づき、厚生年金基金がその業務の一部を委託することができる法人として、平成二十年十月一日付で次のものを指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十年十二月十七日

厚生労働大臣 舛添 要一

名 称 主たる事務所の所在地
株式会社大和総研 東京都江東区冬木十五番六号

○厚生労働省告示第五百四十二号

健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第八十六條の二第二号の規定に基づき、健康保険法施行規則第八十六條の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成二十一年一月一日から適用する。

平成二十年十二月十七日

厚生労働大臣 舛添 要一

健康保険法施行規則第八十六條の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの
健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第八十六條の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
一 低酸素状態が継続して、臍帯動脈血中の水素イオン指数が七・一未満である代謝性アシドーシス(酸性血症)の所見があると認められるもの
二 分娩監視装置が示す情報に当初異常が認められなかったが、その後胎児に低酸素状態が生じ、当該情報に異常が認められたもの

○厚生労働省告示第五百四十三号

厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)第二十九條第一項の規定に基づき、厚生年金基金がその業務の一部を委託することができる法人として、平成二十年十月一日付で次のものを指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十年十二月十七日

厚生労働大臣 舛添 要一

名 称 主たる事務所の所在地
株式会社大和総研 東京都江東区冬木十五番六号

○厚生労働省告示第五百四十四号

確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号)第六十七條第一項の規定に基づき、確定給付企業年金がその業務の一部を委託することができる法人として、平成二十年十月一日付で次のものを指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十年十二月十七日

厚生労働大臣 舛添 要一

名 称 主たる事務所の所在地
株式会社大和総研 東京都江東区冬木十五番六号

○厚生労働省告示第五百四十五号

厚生年金基金令第二十九條第一項の規定に基づき、平成元年九月二十五日指定第十三号をもって指定した指定法人株式会社大和総研(平成二十年十月一日付で株式会社大和総研ホールディングスに名称変更)は、同項第一号に掲げる要件に該当しなくなったため、同条第二項の規定に基づき平成二十年十月一日付で同株式会社に係る指定を取り消したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十年十二月十七日

厚生労働大臣 舛添 要一

名 称 主たる事務所の所在地
株式会社大和総研 東京都江東区冬木十五番六号

○厚生労働省告示第五百四十六号

国民年金基金令第二十条第一項の規定に基づき、平成三年四月一日指定第十三号をもって指定した指定法人株式会社大和総研(平成二十年十月一日付で株式会社大和総研ホールディングスに名称変更)は、同項第一号に掲げる要件に該当しなくなったため、同条第三項の規定に基づき平成二十年十月一日付で同株式会社に係る指定を取り消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十年十二月十七日

厚生労働大臣 舛添 要一

名 称 主たる事務所の所在地
株式会社大和総研 東京都江東区冬木十五番六号

○厚生労働省告示第五百四十七号

確定給付企業年金法施行令第六十七條第一項の規定に基づき、平成十四年五月二十四日をもって指定した指定法人株式会社大和総研(平成二十年十月一日付で株式会社大和総研ホールディングスに名称変更)は、同項第一号に掲げる要件に該当しなくなったため、同条第二項の規定に基づき平成二十年十月一日付で同株式会社に係る指定を取り消したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十年十二月十七日

厚生労働大臣 舛添 要一

名 称 主たる事務所の所在地
株式会社大和総研 東京都江東区冬木十五番六号